

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (前掲註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ウクライナ	グリエル記念国立音楽大学楽器 整備計画のための贈与に関する 日本国政府とウクライナ政府と の間の交換公文	グリエル記念国立音楽大学楽器整備計画を実施するため に必要な生産物及び役務の購入	31,600千円 H25.3.31まで	H22.5.20 キエフで (同日)	日本側 伊沢正在 ウクライナ側 グアシー ・ツシユコ経済大臣	H22.6.3 281号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。